

## ポスター報告 10

高 雅郁 立命館大学先端総合学術研究科

#報告題目 日本におけるわかりやすい障害者権利条約の作製について

#報告キーワード 知的障害者 分かりやすい情報 障害者権利条約

#報告要旨

### 【研究背景と目的】

1981年の国際障害者年より、障害者の社会参加を実現する権利の一つに障害者の情報のアクセスが位置づけられた(打浪 2011)。2006年に採択された「障害者権利条約(CRPD)」にも、障害者の情報バリアフリーは強調されている。その中で、平易な言葉(plain language)が情報のバリアフリーの一つとして含まれた。近年、知的障害者の情報アクセスに関する課題、また権利としての情報保障が注目されており(あべ 2015、打浪 2011、2018)、「分かりやすい情報(easy-read information)」について検討されている(名川ほか 2006、打浪 2018)。例えば、全日本手をつなぐ育成会(2014年以降は「全国手をつなぐ育成会連合会」、以下は「育成会」とする)が知的障害者のための新聞「ステージ」を1996-2014年に発行し、知的障害者も編集委員として参加していたということがある(打浪 2018)。

権利にかかわる法律を分かりやすくした事例は、日本にもある。例えば、日本がCRPDに批准する前、2009年3月に育成会は『わかりやすい障害者の権利条約——知的障害のある人の権利のために』(以下、『わかりやすい権利条約』)というCRPDの言葉を分かりやすく編集したものを刊行した。しかし、障害者の権利にかかわる法律のわかりやすい情報保障と知的障害者がどのようにかわるのかは、検討されてこなかった。本研究は、『わかりやすい権利条約』の作成過程を明らかにし、知的障害者との関連に着目する。この作業を通して、法律の情報保障に当事者がいかにかわっているのか明らかにする。

### 【研究方法】

本研究は、『わかりやすい権利条約』の作成に参加したメンバーにインタビューし、参加した当事者を含むメンバーの役割に注目して分析する。インタビューする際に、研究協力者に目的と手法を説明し、同意を得てから実施する。また、日本社会学会倫理綱領にもとづ

く研究指針、および日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて実施と発表を行うものとする。

#### 【調査結果】

『わかりやすい権利条約』の作製の過程は、次の二つの段階に分けられる。

第一段階は「作業チーム」が、専門家1名（編集者を兼ねる）、支援者1名、知的障害者1名、そして留学生1名、事務局職員2名、合わせて6名から形成され、各条文を分かりやすくするためのリライト作業をした。この段階で、条文を書き直す作業をする知的障害者は一人しかいなかったが、「点検」の役割をする知的障害者6名が入って、当事者からの意見を作業チームに提出し、議論した。こうして第一段階の草稿が完成した。

第二段階は「編集委員会」が草稿をさらにわかりやすくするための編集作業を行った。編集者と事務局職員以外のメンバーは作業チームと異なるメンバーだった。編集委員は知的障害者1名、他には親も3名が参加した。編集作業は、全体の統一性を精査し、文字とイラストを組み合わせ、ページ割の作業であった。この段階で、より多くの知的障害者と「学習会」を一回行い、参加した知的障害者に草稿を見てもらい、検討した。こうした段階を経て、『わかりやすい権利条約』は刊行された。

以上から、法律の情報保障においても知的障害者は単に情報を受ける側だけではなく、積極的に情報提供にかかわっていたことが明らかになった。

#### 【参考文献】

あべやすし，2015，『言葉のバリアフリー——情報保障とコミュニケーションの障害学』生活書院。

打浪（古賀）文子，2011，「知的障害者への情報ユニバーサルデザイン化に向けた諸課題の整理」『社会言語学』別冊1：5-20。

打浪文子，2018，『知的障害のある人たちと「ことば」——「わかりやすさ」と情報保障・合理的配慮』生活書院。

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会，2009，『わかりやすい障害者の権利条約——知的障害のある人の権利のために』中央法規出版社。

名川勝・渡辺勸持・薬師寺明子・杉田穂子・花崎三千子・堀江まゆみ・鈴木義弘・鈴木伸佳・岩本真紀子，2006，「わかりやすい表現」(plain test) 活動・研究の現状と方向性』『独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成平成17年度「グループホーム支援方策推進事業」報告書』：97-107。